

芸能従事者の生活保障と社会保障

森崎 めぐみ

俳優・日本芸能従事者協会代表理事・全国芸能従事者労災保険センター理事長

はじめに

芸能従事者とは、テレビや映画などメディアや舞台、コンサートや寄席などで芸能の実演をする俳優や音楽家、演芸家などの芸能実演家と、スタッフとして芸能の制作をする者の総称で、国勢調査では約21万8250人いるとされています¹。

フリーランスのデメリット

芸能従事者のほとんどはフリーランスおよび個人事業主です(文化庁調査で「文化芸術団体などに雇用されている人」はわずか5.4%²)。働き方改革で「新しい働き方」として注目されているフリーランスですが、社会的待遇は世界的にも後進的と言えるでしょう。企業などに雇用されていないため、雇用保険に入加入できず、労働基準法で保護される労働者ではありません。

もりさき めぐみ

慶應義塾大学中退。俳優。代表作に映画「CHARON カロン」TV「暴れん坊将軍」「相棒」など。厚生労働省に芸能従事者の社会保障を働きかけ、2021年に労災保険法施行規則改正に至った。著書に「ハラスメントのない芸能界のために」「コロナ禍を乗り越え、文化芸術の灯をともし続けるために」(『労働の科学』)、「コロナ禍の芸能従事者の課題」(『季刊労働法』)など。2021年4月全国芸能従事者労災保険センター理事長就任。9月一般社団法人日本芸能従事者協会代表理事就任。文化庁「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」委員。

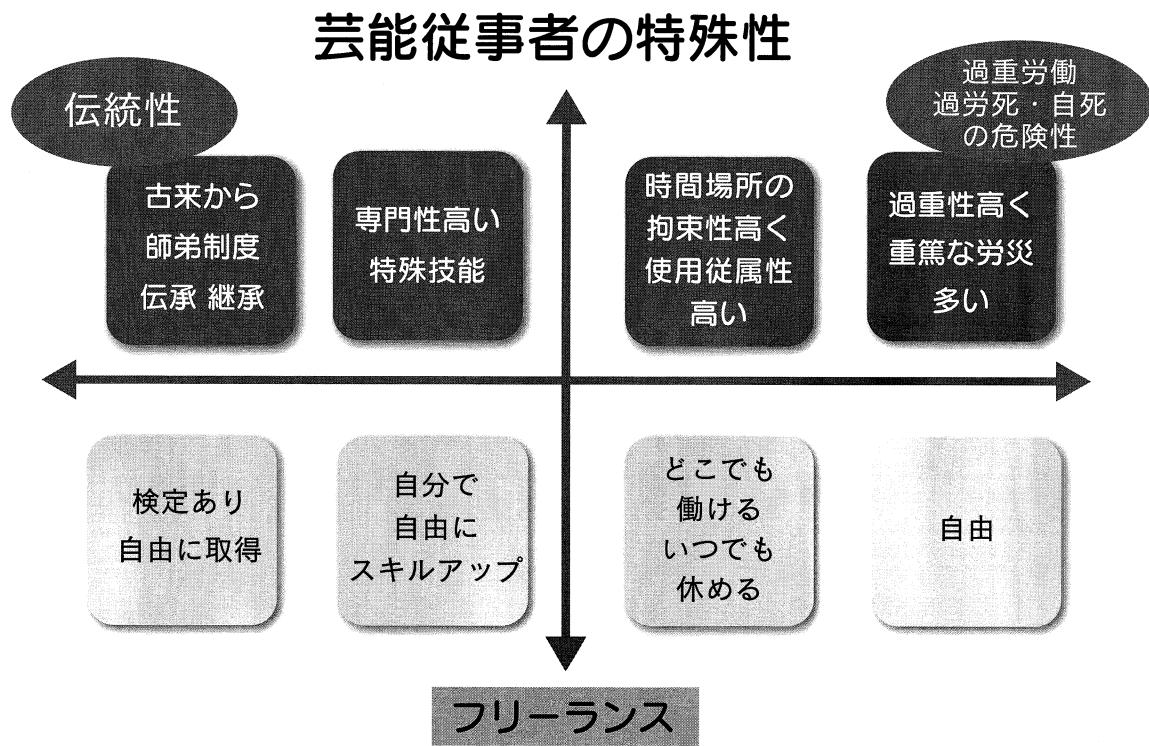
ありません。

公務員や会社員の方の目にフリーランスは「縛られずに働く、自由で独立した生き方」に見えるようですが、芸能従事者は、決して新しい働き方はしていないなく、むしろ古典的で伝統性のある職業です。しかも発注主との使用従属性や経済的従属性が強く、根本的に乖離した就労形態に関わらずフリーランスとして扱われていることに矛盾があり、違和感を感じます。(図1)

曖昧な存在

フリーランスは業種と働き方の幅が広く、雇用類似と呼ばれる拘束性が高い者から、フリー就労者までかなりのグラデーションがあり、正確な実態把握には至っていません。人数は、内閣府の調査によると約462万人で、芸能従事者はそのうちの6.3%の「医師、弁護士、会計士・税理士、芸術家、著述家、音楽家、スポーツ家など特定の発注者に依存しない専門的職業」の中に分類されています³。

特定の発注者に依存しないことで、流動的な受注形態になり、事業基盤が脆弱です。専門性が高いにもかかわらず、プロフェッショナルの認定基準がないことで、アマチュアとの境の共通認識がなく、職業の認定は、根拠が定まっていない知名度か自己申告(自らを芸能従事者と名乗ること)などの判断材料に頼らざるを得ないため、非常に曖昧な存在になってしまっています。



生活基盤の弱さ

フリーランスの中でも芸能従事者は生活基盤がことさら弱いといえます。収入は300万円未満が半数以上である調査結果が10年前から2度継続しています⁴。収入形式は「月給、年俸等のあらかじめ決められた報酬」が0%の方が42.4%、「仕事に応じて支払われる報酬」が9割以上の方が39.6%。つまりほとんどの方が安定的な収入を得られていません。

このような不安定な収入の中から仕事上の必要経費の支払いが必要で、「交通費が個人負担となっている人」は54.3%、「衣装等の購入、洗濯費、借用料」が53.3%、「ノルマのチケット売れ残りの自己負担」23.7%、「宿泊費」20.9%、「会場の使用料」19.8%、「チラシ、プログラムの印刷費」18.3%まで負担があり、「個人負担が特ない」方は8.2%しかいません⁵。

生活への不安

生活に関する不安が多く、「失業など仕事上の変化を緩和する仕組みがない」53.9%、「老後に備えるための年金制度が十分ではない」が50.0%、出産・育児・介護などの生活保障の仕組みがない」35.3%もいます。

自由記述には「文化芸術活動に関する個人事業主と申告した場合の社会的地位が低く、クレジットカードの作成や転居等の手続きが行えない、あるいは時間がかかり過ぎる事が多い」「文化芸術活動において必要なことは若手に対する補助」「生活の基盤ができていない学生～30歳くらいまでが諦めてしまう前に、補助制度の環境整備をしてほしい」「怪我や事故など安全管理に問題がある上、ハラスメントや低収入の問題もあり、社会保障制度も整備されていない。メンタルケアの意識もない」「芸術家等へのサポートやセーフティネット、契約義務等の社会的制度の整備遅れなど問題が多い」など

が寄せられています⁶。

公的保護の無さ

前述の通り、雇用労働者ではないため公的な社会保障がなく、労災補償、有給休暇、休業補償、失業保険、職場の事故責任者および安全衛生管理責任者、仕事先が倒産した場合の賃金未払い立替制度、公的相談窓口、ハラスマント防止措置、メンタルケア、ストレスチェック、カウンセリング窓口などはありません。コロナに感染した国民健康保険加入の被用者に傷病手当金が給付されますが、フリーランスは収入が給料制ではないという理由で不支給です⁷。

ユネスコ「芸術家の地位に関する勧告」

これらの問題は日本だけなのかというと、かつてはそうではなく、諸外国では1980年9月にUnited Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（国際連合教育科学文化機関：通称ユネスコ。以下ユネスコと称す）は、ベオグラードで、芸術家の地位に関する条約および勧告を採択し、批准各国に法制化することで抜本的解決を推進しました。その内容は以下の通りです。

「芸術家の雇用、労働及び生活の条件」

「加盟国は、各々の文化環境に応じ、被雇又は自営の芸術家に対し、他の被雇用の又は自営の集団にそれぞれ通常与えられているのと同様の社会的保護を与えるべく努めるよう勧奨される。同様に、芸術家の扶養家族に対しても適切な社会的保護を及ぼすよう措置すべきである。加盟国が社会保障制度を採用し、改善し又は補足するについては、芸術家の雇用は断続的であること及び多くの芸術家は所得に顕著な変動があること（しかしながら、これによって芸術家が作品を創造し、発表し、普及する自由は制限されない。）によって特徴付けられる芸術活動の特殊な性格に留意すべきである。その意味から、加盟国は、芸術家のための社会保障の資

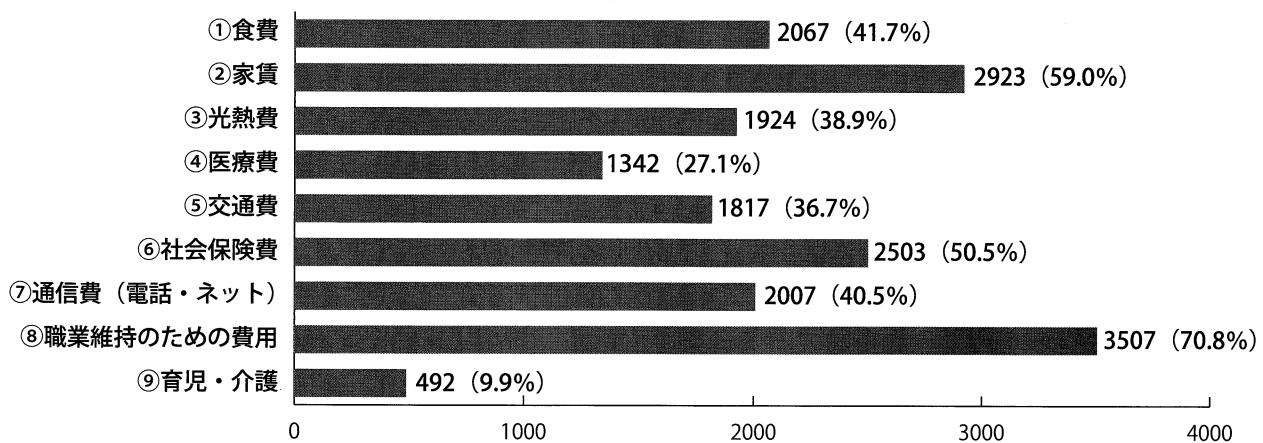
金につき特別な措置（例えば公共当局若しくは芸術家のサービス又は作品を売買したり利用する私企業による資金供出という新しい方式を採用することなど。）を採用することを考慮するよう勧奨される。

芸術家の収入が不安定であり、また急激に変動すること、芸術活動の特殊な性格、及び多くの芸術的職業の場合はその職業に従事できる期間が人生の比較的短い期間にすぎないという事実を確信して、加盟国は、特定の分野の芸術家に対し、年令でなく職歴の長さに応じて年金を受ける権利を与え、また、各国の税制において、芸術家の仕事や活動の特殊性を考慮するよう勧奨される。

すべての芸術家が、上述の両憲章、宣言、条約及び勧告に含まれた社会的保障と保険の規定により効果的に恩恵を受ける権利を有することを認め、芸術家が、生活と社会の発展のために重要な役割を果たしていること、並びに彼等が、その創造的インスピレーションと表現の自由を享有しつつ、社会の発展に貢献する機会及び、他の市民と同様、社会においてその責任を果たす機会が与えられるべきことを考慮し、さらに、社会の文化的、技術的、経済的、社会的及び政治的発展が、芸術家の地位に影響を及ぼしていること、また、その結果として、世界の社会的進歩を考慮しつつ、芸術家の地位に関し再検討する必要があることを認め、芸術家が、本人の希望によって文化的な労働に積極的に従事する者であると認められる権利を有すること、及びその結果として、当該芸術家の専門に固有な条件を考慮しつつ、労働者の地位に属するすべての法的、社会的及び経済的便益を享受する権利を有することを確認し、さらに、芸術家の文化的発展への貢献を考慮しつつ、被雇用と自営とにかくわらず、芸術家の社会保障、労働条件、課税条件を改善することが必要であることを確認し、国内的にも国際的にも普遍的に認められている、文化的独自性の保存と増進の重要性及び伝統的芸術を継承し、国民の民俗伝承文化を解釈演出している芸術家がこの分野で果たしている役割の重要

図2 経済的に困っているのは次のうちどの費用ですか？（複数回答可）

4952回答



（出所）「文化芸術に携わる全ての人の《自粛10ヶ月経過》現況とコロナの影響に関するアンケート」（演劇緊急支援プロジェクト）

性を想起し、芸術の生氣と活力が、なかでも個人及び全体としての芸術家の安寧に依存していることを認識し、芸術家の権利を含む労働者の一般的の権利を認めた国際労働機関の条約及び勧告この会期の第31議題として、芸術家の地位に関する提案を審議し、第20回会期において、この問題を加盟国に対する勧告の対象とすべきであると決定して、1980年10月27日にこの勧告を採択する⁸」

2005年、ユネスコは批准各国の勧告の実施状況を調査しまでています⁹が、日本の芸術家の社会保障に関する報告は、ほんの数行しかなく、「芸術家に特化した社会保障ではなく、僅かな高齢者向けの年金しかない」としか記述がありません。残念ながら発出から40年間、状況は変わりませんでした。

コロナによる追い打ち

前述のような弱い生活基盤を持つ日本の芸能従事者は、コロナでさらなる大打撃を受けました。しかも他の産業に先んじて2020年2月には、補償のない公演・イベント自粛要請を受け、約2年経っても、復興の目処が立ちません。他国では優先して実施されたフリーランスへの救済措置は、政府が検討を重ねた結果、5ヶ月後に助成金が施

行されましたが、自粛しながら生の実演を企画して上演しなければ支払われない矛盾のある制度設計であるためむしろ負担がかかり、小規模な劇団や児童劇団の一部は破産宣告し、自粛10ヶ月後の調査では、ご自身か身近な人に「倒産・廃業・閉店をしたところを見聞きした」という方が86.4%もいました¹⁰。（図2）

国際団体から厚生労働大臣への要望書

2020年3月、国際俳優連合¹¹、国際音楽家連盟¹²は、「日本政府の対応では、元来生活基盤の弱い日本の芸能実演家を破壊しかねない影響がある¹³」と声明を出しました。

同年10月に再度「日本の芸能界と文化芸術に携わるフリーランス芸能従事者の絶望的な状態について」と題した声明文¹⁴を、前述の国際2団体とユニメイ・グローバルユニオン¹⁵が連名で、日本政府に要請しました。

「（以下、和訳）コロナウィルスのパンデミックと、その感染防止のために日本で講じられた措置が厳しいものである結果、メディア及び芸能界や文化芸術に携わるフリーランスの芸能従事者が、今日耐えている危機的な状況に、警鐘を鳴らします。雇用労働者に利用できる未払い賃金確保制度や傷病手当金など、財政支援を利用できない多くの独立請負

業者への甚大な影響を懸念しています。

フリーランスの俳優・音楽・技術スタッフなどの日本の芸能従事者の大多数は、収益を見込んで制作過程で多額の経費を投じて働きますが、コロナ禍で膨大な芸能分野の成果物のキャンセルにより、多額の損金が生じたため、次の企画は消滅せざるを得ません。このような絶望的な状況にもかかわらず、誰もこの経済的損失を保証されていません。その結果、芸能界及び文化芸術に携わるフリーランスの芸能従事者は、貧困線のしきい値を下回って生活しています。彼らの大多数は今年2月以来、収入が半分以上減少しており、驚くべき生活をしています。

日本の芸能従事者は補助金や緊急助成金がないため、生存が脅かされ、不安定な収入に依存している。芸能従事者の家族の生存も危機に瀕しています。まだ仕事を再開する充分安全な状況ではないにもかかわらず、ウィルスの感染から身を守る余裕がありません。このパンデミックにおいてカナダ、アメリカ、イギリス及びほとんどのEU諸国を含む世界中の多くの国が、すべての労働者に包括的な福祉と収益の保護を提供するため、大胆かつ前例のない措置で人民を守っています。どうか速やかに日本の芸能従事者を保護する措置を実行してください」

この国際要望書は国会で質疑にも使われましたが、補償に該当する助成や給付は未だ実施されていません、抜本的な救済措置は未だなされていません。

初の社会保障の獲得

2021年4月芸能従事者にとって歴史的な日が来ました。労災補償保険法施行規則の改正により、芸能従事者が特別加入労災保険の対象業種になり、政府労災に加入できるようになりました。芸能従事者にとって初の社会保障を得て、法的保護を受けることになりました。

特別加入労災とは、労働者に準じて保護すべきと、厚生労働省がその業態を認めた業種またはその作業をする者などに対して、特別に加入を認める

雇用保険同等の労災保険です。

この年に開催されたオリンピックおよびパラリンピックの仕事をする多くのイベントスタッフなどはこの恩恵を受け、万一被災した場合の保障をされて働くことができました。ユネスコ勧告発出41年目にして、はじめて芸術家の地位が一歩進んだと言つても過言ではありません。

最後に

筆者はこの改正の根拠となる実態を把握するために、37年間に起きた重篤な労働災害事案を調査し、厚生労働省の審議会で発表しましたが、54の事故で27名が亡くなられており、補償なく泣き寝入りしてきた遺族の方々の苦しみや嘆きを聞きました。多くの被災者が望んだ労災保険が叶ったことは、青天の霹靂で、快挙です。改正の同日に設立した全国規模の特別加入団体「全国芸能従事者労災保険センター」に加入した映画監督や俳優が「なんだろうこの守られている感」「生まれてはじめての安心感」などの声を次々にSNSに上げ、話題になりました。

ただし、これをはじめの一歩として、その他の保護は、これから獲得しなければなりません。芸能の道を選んで仕事をしたら選択の余地なくフリーランスとして働き、社会保障のない人生を甘んじて受け入れざるを得ない、それで良いはずがありません。人並みの保障を享受しながら、健全に芸能に励むことができる、そんな本来あるべき芸能人生を、すべての芸能従事者が送れる日を、一日も早く実現したいと願っています。■

《注》

- 1 厚生労働省第88回労働条件分科会労災保険部会議事録より。2015年国勢調査による。
- 2 文化庁「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」対象：文学、音楽、美術・写真・デザイン、演劇・舞踊、伝統芸能、大衆芸能、メディア芸術、生活文化・国民娯楽などの分野の活動に関わる芸術家、実演家、教授・指導者、制作・技術スタッフ 期間：2020年9月30日～10月13日
- 3 内閣府「フリーランス実態調査2021」自営業（雇

- 人なし)の数及び構成比の推移。
- 4 「第10回芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査」公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(2019年度文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」
- 5 4と同じ。
- 6 2と同じ。
- 7 2020年3月10日厚生労働省保険局国民健康保険課 厚生労働省保険局高齢者医療課発出、都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局宛事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」2020年11月、厚生労働省の委託による相談窓口「フリーランス・トラブル110番」の開設および2021年、任意加入による特別加入労災保険制度が開始した。
- 8 文部科学省「芸術家の地位に関する勧告(仮訳)」1980年10月27日第21回ユネスコ総会採択
- 9 UNESCO (2019) "Culture and working conditions for artists -implementing the 1980 recommendation concerning the Status of the Artist"
- 10 「文化芸術に携わる全ての人の《自肃10か月経過》現況とコロナの影響に関するアンケート」調査主体: 演劇緊急支援プロジェクト 調査対象: 上記団体加盟会員及びその呼び掛けによる文化芸術に携わるすべての人(5378回答) 調査方法: インターネット 調査期間: 2020年12月31日から2021年1月7日
- 11 FIA国際俳優連合。1952年英仏で設立。現在世界約70カ国に広がる芸能人の労働組合、ギルド、協会の約100団体に属する数十万人の俳優を代表するNGO。本部はベルギー。
- 12 FIM国際音楽家連盟。1948年設立。世界約65カ国のプロの演奏家の労働組合を代表するNGO。WIPO(世界知的所有権機関)、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)、ILO(国際労働機関)、欧州機関、欧州評議会などと連携している。本部はベルギー。
- 13 International Federation of Actors, International Federation of Musicians (2020年3月) "STATEMENT ON THE CATASTROPHIC IMPACT OF EMERGENCY HEALTH MEASURES TO CONTAIN THE CORONAVIRUS OUTBREAK ON THE ALREADY PRECARIOUS LIVELIHOODS OF PERFORMERS IN JAPAN" Brussels, Belgium
- 14 International Federation of Actors, International Federation of Musicians, UNI-Global Union, Media, Entertainment and Arts Sector (2020年10月30日) "Re: Desperate state of freelance workers in the arts and entertainment sector in Japan" Brussels, Belgium
- 15 UNI-MEI メディアセクター ユニ・グローバルユニオンのメディア・エンターテイメント・芸術部門は、世界中のこの分野の45万人以上のクリエイターや技術者などが属する約170の全国労働組合とギルドを代表する国際ユニオン。本部はベルギー。

《参考文献》

- 脇田滋(2011)『ワーカルール・エグゼンプション—守られない働き方』(2011年8月20日)
- 水町勇一郎(2019)『詳解 労働法』(2019年9月25日)
- 森崎めぐみ(2020)「コロナ禍のフリーランス『雇われない働き方』の補償を求める」『女性労働研究第65号』(2020年3月30日)
- 濱口桂一郎(2020)「フリーランスという働き方の現状と課題」『都市問題』(2020年8月号)
- 土屋学(2020)「本業だけでは生計が立てられないアーティストの実像—音楽演奏者たちの仕事と生活から」『ディスガイズド・エンプロイメント—名ばかり個人事業主』脇田滋(2020年7月10日)
- 森崎めぐみ(2020)「不自由だけどフリーランス?—場所にも時間にも外見にも拘束される俳優—コロナ禍でのフリーランス俳優の実態」『ディスガイズド・エンプロイメント—名ばかり個人事業主』脇田滋(2020年7月10日)
- 森崎めぐみ(2020)「コロナ禍のフリーランス芸能従事者の課題」『季刊労働法2020年冬号』(2020年12月15日)
- 鎌田耕一ほか(2021)「雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向—独・仏・英・米調査から—」『労働政策研究報告書No.207』(2021年2月26日)
- 和田肇(2021)『コロナ禍に立ち向かう働き方と法』(2021年1月20日)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今① 芸能従事者の安全衛生の実態」『労働の科学』(2021年6月1日76巻6号)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今② 芸能従事者の過重労働の実態」『労働の科学』(2021年7月1日76巻7号)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今③ 特別加入労災の地域要件の緩和と沖縄」『労働の科学』8月1日76巻8号)
- 森崎めぐみ(2021)「芸能従事者の今④ ハラスメントと契約問題」『労働の科学』9月1日76巻9号)